

# お 願 い

- 1 申告書の提出については、1枚目の第6号様式（その2）（提出用）を提出してください。
- 2 申告書、納付書、記載の手引きは切り取り線でそれぞれ切り取って使用してください。
- 3 所在地、名称、電話番号等で電算機で印字したものが誤っているときは訂正してください。
- 4 納付場所  
静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、県内の銀行、県内の信託銀行、県内の信用金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、県内の東日本信用漁業協同組合連合会、県内の農業協同組合で県の公金を収納できるもの、静岡県労働金庫並びに静岡県、岐阜県、愛知県及び三重県内のゆうちょ銀行（郵便局）

## 法人 県民税 の税率適用について

### ※法人県民税

次に掲げる期間に開始する各事業年度分の法人の県民税均等割について、森林づくり県民税として均等割の標準税率の5%を加算する超過課税を実施しています。

平成18年4月1日から令和3年3月31日まで  
税率については、税率表の(1)を参照してください。

### ※法人事業税

次に掲げる期間に終了する各事業年度分の法人の事業税について、超過課税を実施するとともに、中小法人等については不均一課税の措置を講じています。

昭和54年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 1 不均一課税適用法人

不均一課税の適用のある法人は、次のいずれかに該当し、かつ、事業税の課税標準となる所得が年3,000万円（収入金額が年2億4,000万円）以下のもの

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの
- (2) 資本金又は出資金を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- (3) 地方税法第72条の2第4項において法人とみなされるもの

#### 2 不均一課税適用の判定

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうかは、各事業年度（法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定による申告にあってはその事業年度開始の日から6月の期間）の末日現在の現況による。
- (2) 事業税の課税標準となる所得が年3,000万円（収入金額が年2億4,000万円）以下であるかどうかは、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては第10号様式の⑨・⑩又は⑬の欄の金額、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑭又は⑮の欄の金額による。なお、事業年度が1年に満たない法人については、年3,000万円（年2億4,000万円）の金額は3,000万円（2億4,000万円）にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額による。この場合、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とする。

## 第6号様式（その2）記載の手引き

### この申告書の用途等

- 1 この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号または第2号に掲げる事業と併せて行う法人を含みます。）が仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないことに限り行うことができると留意してください。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- 3 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、同イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあっては、同イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあっては、同イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

### 各欄の記載のしかた

- 1 申告書（6号様式（その2））の「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 2 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付けて記載してください。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載します。
- 4 「この申告の基礎」の欄は、法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。
- 5 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
- 6 「法人名」の欄は、法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
- 7 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けて記載してください。
- 8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」

の欄は、期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。また、資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したとことと準じて記載します。

- 9 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」の欄は、当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。

- (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人  
(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人  
(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人  
(ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。）

- (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人

- 10 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄は、次により、期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。

- (1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したとことと準じて記載します。

- (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したとことと準じて記載します。

- 11 「期末現在の資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。

- (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第23条第1項第4号の5イに定める額

- (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第23条第1項第4号の5ロに定める額

- (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額

- 12 「（修正申告）修正申告書の空欄は、次のように記載します。

- (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」

- (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」

- (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」

- (4) 修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。

- 13 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載の手引きにおいて同じ。）及び連結法人であった法人は、①～④の欄までは記載しないでください。また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、①～⑩までの欄は記載しないでください。

- 14 ①の欄は、法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。

なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（表1の10の欄の上段に外書として記載された金額、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額に加算額及びリース特別控除戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。

- 15 ②の欄について、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。

- (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(8)）の21の欄の金額

- ※租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。

- (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(11)）の11の欄の金額

- (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(16)）の25の欄の金額

- (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額

- (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(18)）の19の欄の金額

- (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の18の欄の金額

- (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の31の欄の金額

- (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(21)）の10の欄の金額

- (9)租税特別措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6㉒4）の24の欄の金額
- ※租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。
- (10)所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の6第2項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6㉒8）の22の欄の金額
- (11)租税特別措置法第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6㉒7）の16の欄の金額
- 16 ③の欄は、第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。
- 17 ④の欄は、法人税の申告書（別表19）の12の欄の金額を記載します。
- (1)2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は記載する必要はありません。
- (2)第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。
- 18 ⑤の欄は、
- (1)次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
- (イ)連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。）
- ①+②-③+④の金額
- (ロ)連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額
- (イ)連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額
- (2)この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 19 ⑥の欄は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、㉒及び㉓の欄の金額の合計額を記載します。なお、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
- 20 ⑦の欄は、
- (1)一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、㉔と㉕の欄の金額の合計額を記載してください。
- (2)税額の計算を行う場合の税率は、税率表を参照してください。
- 21 ⑧の欄は、第7号の3様式の㉑の欄の金額を記載します。
- 22 ⑨の欄は、第7号様式（その1）の⑧の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉑の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号様式（その2）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉒及び㉓の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。
- 23 ㉑の欄は、第7号の2様式（その1）の㉑の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉒の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の㉑の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉑及び㉒の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。
- 24 ㉒の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の㉑の欄の金額を記載してください。
- 25 ㉓の欄は、既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。
- 26 ㉔の欄は「㉑の欄の金額-㉓の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
- 27 ㉕の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
- 28 ㉖の欄は、次により記載します。
- (1)この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。
- (2)均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
- (3)均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、法第23条第1項第4号の5イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。
- ①無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人（法第23条第1項第4号の5イ(1)） 剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
- ②無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人（法第23条第1項第4号の5イ(2)） 資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議

- 申立の公告（官報の抜粋）等）
- ③剰余金を損失の填補に充てた法人（法第23条第1項第4号の5イ(3)） 剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書 等）
- 29 ㉗の欄は、次により記載します。
- ㉗又は㉘の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、㉗又は㉘の欄を零として計算します。
- 30 ㉘の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りません。）を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 31 ㉙から㉛までの各欄は、東京都以外の道府県に申告する場合は記載する必要はありません。
- 32 事業税の「所得割」（㉞～㉟の欄）は次により記載します。なお、いずれも法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る金額を記載してください。
- (1)㉞の欄は、第6号様式別表5の㉞の欄の金額を記載します。
- (2)㉟から㉛までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
- (イ)2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。
- (ロ)一の都道府県にのみ事業所等を有する法人 ㉞の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはその金額を㉞の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉞及び㉟の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉞、㉞及び㉟の各欄に記載します。
- (イ)特別法人（協同組合等）であって、次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉞の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉞の欄に、年400万円を超える金額を㉟の欄にそれぞれ記載します。
- (ニ)租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉞の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉞の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉞の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉟の欄に、年10億円を超える金額を㊱の欄にそれぞれ記載します。
- (3)㉛欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。軽減税率が適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては解散の日）において、3以上の都道府県に事業所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。
- (4)㉜から㉞までの各欄の課税標準の額に、1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- (5)事業年度が1年に満たない場合において、㉞の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉞の欄の金額は、㉞の欄の金額から㉟の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉞の欄の金額が800万円を超えるときの㉟の欄の金額は、㉞の欄の金額から㉞及び㉟の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。
- (6)都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉟の欄に記載します。
- 33 「付加価値割」（㉟及び㊱の欄）は、次のように記載します。
- (1)㉟の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。
- (2)㊱の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉓の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 34 「資本割」（㊱及び㊲の欄）は、次のように記載します。
- (1)㊱の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。
- (2)㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉓の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する

- 法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 35 「収入割」（㊱及び㊲の欄）は、法第72条の2第1項第2号に掲げる収入金課税事業に係る金額を記載します。
- (1)㊱の欄は、電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除きます。）及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の㉑の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑨の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。
- (2)㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉞の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 36 「所得割」（㊲及び㊳の欄）は、法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る金額を記載します。
- (1)㊲の欄は、第6号様式別表5の⑧の欄の金額を記載します。
- (2)㊳の欄の課税標準の額は、一の都道府県のみ事業所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事業所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- (3)都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得の金額（いずれも、当該国内源泉所得が欠損金額である場合には零とします。）の合算額を㉟の欄に記載します。
- 37 「付加価値割」（㊱及び㊲の欄）は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る金額を記載します。
- (1)㊱の欄は、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。
- (2)㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県のみ事業所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事業所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 38 「資本割」（㊱及び㊲の欄）は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る金額を記載します。
- (1)㊱の欄は、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。
- (2)㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県のみ事業所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事業所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 39 「収入割」（㊱及び㊲の欄）は、法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る金額を記載します。
- (1)㊱の欄は、第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。
- (2)㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県のみ事業所等を有する法人にあっては㊱の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事業所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 40 ㊳の欄は、第7号の3様式の㉑の欄の金額を記載します。
- 41 ㊱の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 42 ㊲の欄は、「㊱の欄の金額-㊱の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数になるときは記載しないでください。
- 43 ㊱及び㊱～㊱までの欄は、次のように記載します。
- ㊱の欄は、㊱の欄から㊱の欄及び㊱の欄の金額を控除した金額を記載し、㊱～㊱までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㊱～㊱までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。
- 44 ㊲の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 45 ㊳の欄は、㊱の欄から㊲の欄の金額を控除した金額を記載します。

- 46 ㉔の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㉔」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計㉔」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。
- 47 ㉕の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㉕」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㉕」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。
- 48 ㉖の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㉖」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額㉖」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。
- 49 ㉗の欄の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 50 ㉘の欄は、「㉗の欄の金額－㉘の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額又は地方法人特別税額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
- 51 ㉙の欄は、㉗の欄から㉘の欄及び㉘の欄の金額を控除した金額を記載します。
- 52 ㉚の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 53 ㉛の欄は、㉙の欄から㉚の欄の金額を控除した金額を記載します。
- 54 ㉜の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。
- 55 ㉝の欄は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉕、㉖及び㉗の欄に記載した金額の合計額と同額になります。
- 56 「還付請求」の「中間納付額㉞」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、㉕の欄又は㉙の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉚の欄に記載した事業税額及び㉛の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。
- 57 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」の欄は、次のように記載します。
- (1)法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。
  - (2)資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところ準じて記載します。
  - (3)連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)付表1）の「Ⅱ連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところ準じて記載します。
- 58 「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
- (1)連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）
  - (2)連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）
- 59 「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」の欄は、法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
- 60 「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」の欄は、次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。
- (1)法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）
  - (2)連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- 61 「法人税の申告書の種類」の欄は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。
- (1)法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」
  - (2)その他の申告書を提出する法人「その他」
- 62 「翌期の中間申告の要否」の欄は、次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。
- (1)連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項（同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告を

する必要のある法人を含みます。）

- (2)連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人

- 63 「国外関連者の有無」の欄は、外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。

## 第6号の3（その2）様式記載の手引

### この申告書の用途等

- この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号に掲げる事業と併せて行う法人を含みます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

### 各欄の記載のしかた

- 申告書(第6号の3様式)の「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 金額の単位区分(けた)のある欄は、単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載します。
- 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。
- 「法人名」の欄は、法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
- 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
- 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。また、( )内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。なお、資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します(かつこ内は除く)。
- 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。
  - 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
  - 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。
  - 連結申告法人以外の法人(3)に掲げる法人を除きます。)法第23条第1項第4号の5口に定める額
  - 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。)法第23条第1項第4号の5ハに定める額
  - 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額
- ②の欄は、次により記載します。
  - 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。  
※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。  
(①×1.9/前事業年度又は前連結事業年度の月数)
  - この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ④の欄の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ⑤の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
- ⑥の欄は、次により記載します。
  - この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。
  - 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。
- ⑨～⑪の欄は、次により記載します。
  - 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑤から⑥まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。  
※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」については、以下のとおり計

算します。

所得割額	(⑤/前事業年度の月数×6.3)
付加価値割額	(⑥/前事業年度の月数×6.3)
資本割額	(⑥/前事業年度の月数×6.3)

- 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)であった法人が、この申告の期間の末日において該当しなくなった場合には、⑩又は⑪の各欄には金額を記載せず、⑤から⑥までの欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍(令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の場合は6.3倍)に相当する額を⑨の欄に記載します。
- この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ⑫の欄は、次により記載します。
  - 前事業年度の収入割の金額(⑦の欄の金額)を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。
  - 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「収入割額⑫」については、「⑦/前事業年度の月数×6.3」のとおりに計算します。
  - この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ⑬～⑯の欄は、次により記載します。
  - 前事業年度の事業税の割ごとの金額(⑧から⑭まで)をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。
  - 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭又は⑮の各欄には金額を記載せず、⑨から⑭までの欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。
  - 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、⑮と⑯の欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。
  - この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ⑰の欄は、前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細において算出された⑱の欄の金額を記載します。
- ⑰及び⑱の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- ⑲の欄は、次により記載します。
  - ⑰の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。  
※令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る「特別法人事業税額⑲」については、以下のとおり計算します。  
(⑰/前事業年度の月数×2.3)
  - この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
- 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑳～㉓)の欄は、次により記載します。
  - それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。
  - ㉓の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式又は第6号様式(その2)の⑤の欄の金額を記載します。
  - ㉔の欄は、㉓の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人の㉔の欄は、㉔の欄の金額に㉓の欄のかつこ外のコの金額に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
  - 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。
- 「前事業年度の事業税額の明細」(㉓から㉖までの欄)は、次により記載します。
  - それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。㉔の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式(その2)の㉔の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式又は第6号様式(その2)の㉔の金額を記載します。
  - 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。この場合には、第10号様式を添付してください。
- ㉗の欄は、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉗の欄に記載した金額の合計額と同額になります。